

西予市臨時職員等候補者名簿の登録制度について(募集要項)

西予市では、臨時職員※₁および非常勤職員※₂を本制度による登録を、随時受け付けています。

登録制度とは、本市の臨時職員等として任用※₃を希望される方に、事前に登録していただき、任用の必要が生じたときに登録者の中から選考し採用するものです。

登録は採用を約束したものではありませんので、待機中の求職活動等に制限はありません。

また、登録された方全員が採用されるとは限りません。

1 主な職種

職 種	主な就業場所	賃 金※ ₄	資格・免許等※ ₅
事務補助	本庁、支所、各出先機関	日額 6,200 円 時給 800 円	不問
校務員	小中学校		
調理員	学校調理場・給食センター 保育所(園)		
労務員	清掃センター 等		
業務員 管理員	各出先機関窓口 教育・観光施設 等		
保育士	保育所(園)	日額 7,100 円 時給 910 円	保育士
幼稚園講師	幼稚園		幼稚園教諭
介護支援専門員	福祉事務所・各支所		介護支援専門員
介護認定調査員			介護支援専門員 介護福祉士 看護師※いずれか1つ
保健師	本庁、支所、診療所等	日額 8,700 円 時給 1,120 円	保健師
看護師	※市立病院に関しては、各市立病院へ 直接お問い合わせください。		看護師 准看護師
栄養士	本庁、支所	日額 7,100 円 時給 910 円	管理栄養士 栄養士

※1 正職員以外の職員で1週間の勤務日が5日、1日の勤務時間が7時間45分の職員をいいます。

※2 正職員以外の職員で1週間の勤務日が5日以内で、1週間の勤務時間が38時間45分未満の職員で、いわゆるパートタイム勤務の職員をいいます。

※3 民間企業において職員を採用する場合は「雇用」といいますが、公務員を採用する場合は「任用」といい、行政行為となります。

※4 本単価は平成28年4月1日現在のものであり、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間において適用されます。賃金改定等により賃金単価が変わる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※5 職種により、パソコンの基本操作(文書作成、表計算処理)が求められます。

2 勤務条件等

(1) 任用期間

事務補助職：6箇月以内(更新する場合があります。※最長1年)

その他の職:採用日の属する年度の3月31日まで(更新する場合があります。)

※更新は業務量・勤務成績・業務の進捗状況によります。

※任用期間中の身分は「地方公務員」「西予市職員」になり、守秘義務や職務専念義務が課せられます。

※勤務不良等に該当する場合には、任用期間中でも免職とします。

(2) 勤務日

原則として月曜日から金曜日の週5日以内としますが、職種により日曜日および土曜日、国民の祝日において勤務を要する場合があります。

(3) 勤務時間

午前8時30分から午後5時15分までのうち7時間45分(休憩1時間)としますが、職種、就業場所によって異なる場合や延長する場合があります。

(4) 費用弁償(通勤手当相当)

該当者には、通勤距離により応じて支給します。

(5) 時間外勤務手当

該当者には、時間外勤務手当を支給します。

(6) 賃金(報酬)の支給

原則として毎月末締め翌月21日に支給します。

※休日となる場合はその前日

(7) 有給休暇

最大で年間10日間付与(任用形態によって異なります。)

(8) 各種保険

- ・社会保険(健康保険・厚生年金)は任用期間および勤務時間により加入
- ・雇用保険は任用期間および勤務時間により加入
- ・労働者災害補償保険または非常勤公務災害補償の適用

3 任用方法

(1) 任用は不定期であるほか、登録されても必ず採用されるとは限りません。

(2) 任用は、選考によるものであり、登録順ではありません。

(3) 面接等による選考を行う場合は、勤務条件・業務内容等を明記した試験案内文書を送付いたします。

(4) 本候補者名簿による任用のほか、ハローワーク、市ホームページ等にて、別途、募集を行う場合があります。※応募可能

(5) 登録後の待機中において、求職活動等の制限はありませんが、必要に応じて現況確認を行うことがあります。

(6) 変更が生じた場合や登録取り消しを希望する場合はご連絡ください。

4 登録条件

- (1) 日本国籍を有する方
- (2) 申込日時点において18歳以上60歳未満の方
※非常勤勤務を希望の方は70歳未満
- (3) 登録を希望する職種に必要な資格・免許等を有している方
- (4) 心身ともに健康で勤務に支障がない方
- (5) 次に該当しない方(地方公務員法第16条)
 - ・成年被後見人又は被保佐人
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - ・日本国憲法 施行の日以後において、日本国憲法 又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 登録方法

(1) 受付期間

年間を通じて、随時受付します。後日、受付証を郵送いたします。申込書提出後、2週間が経過しても受付証がお手元へ届かない場合は、ご連絡ください。

(2) 提出書類

- ・西予市臨時職員等候補者名簿登録申込書
- ・該当資格、免許を証明するものの写し

※申込書は西予市ホームページからダウンロードいただくか、本庁・各支所総務課で受け取ることができます。

(3) 提出方法

持参または郵送により提出ください。

持参の場合は、開庁日の執務時間内(午前8時30分から午後5時15分まで)に限ります。

提出いただいた書類は、返却いたしません。あらかじめご了承ください。

(4) 問い合わせ・申込書提出先

西予市役所 総務企画部 総務課

【所在地】〒797-8501 西予市宇和町卯之町三丁目434番地1

【電話】0894-62-6400

6 その他

登録内容は、西予市個人情報保護条例に基づき、適正に取り扱われます。

登録の有効期限は、平成31年3月31日までです。

登録後に記載事項の変更が生じた場合や登録の取り消しを希望する場合は、総務課へご連絡ください。

なお、臨時職員として任用が決定した場合、また、期限経過後には候補者名簿から抹消いたします。※申込書提出により再登録可

また、任用中の方は、登録できません。